

沖縄地理学会投稿規定

2006年7月29日(総会にて承認)

1. 目的

この規定は、沖縄地理学会(以下、「本会」という。)の機関誌である「沖縄地理」への投稿および機関誌の編集に関する基本的な事項を定めるものである。

2. 機関誌の編集

- 1) 機関誌の編集は、編集担当幹事が組織する沖縄地理学会編集委員会(以下、「編集委員会」という。)が担当する。
- 2) 編集委員会は、本規定および執筆要領に定める投稿原稿(以下「原稿」という)のほかに、必要に応じて寄稿を依頼することができる。
- 3) 機関誌の体裁、および執筆要領などは、編集委員会が別に定める。

3. 著作権

「沖縄地理」に掲載された論文等の著作物の著作権は本会に属する。なお、論文等の著者自身が自分の論文を利用することは差し支えない。

4. 著者

原稿の著者は原則として本会の会員とする。連名の場合は本会の会員が1名以上含まれていること。ただし、編集委員会が特に認めた場合には、この限りではない。

5. 原稿の種別

原稿の種別は執筆要領で定める。

6. 原稿の提出

原稿の提出方法は執筆要領で定める。

7. 原稿の採否

- 1) 原稿の採否は編集委員会が決定する。
- 2) 採否の決定にあたっては、読者の意見を参考にする。
- 3) 閲読を求める原稿の種別については、編集委員会が別に定める。

8. 校正

著者校正は初校のみとする。著者校正時の加筆等は原則として認めない。

9. 著者の負担

- 1) 掲載された原稿については、50部を単位として別刷を作ることができる。その際、著者の負担する別刷の経費は、別に定める内規による。
- 2) 原稿の長さが上限を超過した場合には、著者が超過分の経費を負担する。
- 3) カラー印刷等の特殊な印刷を必要とした場合、編集委員会が必要と判断して図の版下を作成し直した場合、および編集委員会が必要と判断して特別に英文の校閲を依頼した場合には、編集委員会はそれらの経費を著者に請求することができる。